

広島県告示第千六十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和二年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地 所在	面積（㎡）
株式会社ライスはただ	三原市	三原市久井町山中野字五ツ岩二一〇八番	三、二八〇	
村上 力	尾道市	尾道市因島中庄町字油屋新開子印四六六三番三ほか五筆	一、七〇三・五	
株式会社ライスファーム藤原	三次市	三次市廻神町一七一七番一ほか一七筆	三三六、七五九	
株式会社ノーサイド	三次市	三次市甲奴町小童字長谷六四七番一ほか七筆	一〇、四一六	
農事組合法人大久保東	庄原市	庄原市大久保町字船頭旧一三九九番一	二、一五〇	
有限会社時川プロダクト	安芸高田市	安芸高田市向原町戸島字塚之本二五七六番一	三、六二〇	
信藤 清	安芸高田市	安芸高田市高宮町来女木字九文久一八四六番四ほか二筆	四、〇七〇	
有限会社援農甲立ファーム	安芸高田市	安芸高田市甲田町浅塚字東田二〇六番	一、六三三	
中村 輝之	安芸高田市	安芸高田市高宮町来女木字常広一〇七四番二ほか二筆	五、一一六	

二 認可年月日

令和二年十月九日